

**こんなときは
期日前投票・不在者投票を**

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、当日仕事で投票所に行けない方、冠婚葬祭の主宰をする方、またはレジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない方、もしくは病気やケガ・妊娠などの理由で歩行が困難な方など（選挙当日にこのような事由が見込まれる方）は、投票日前に期日前投票をすることができます。



○指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院・老人ホーム等）に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票をることができます。お早めに各施設にお問い合わせください。

なお、告示日の前でも投票用紙等の請求をすることができます。

この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。証明書の交付を希望する方は、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、既に郵便等投票証明書をお持ちの方は、交付請求書に証明書を添え



入場券は郵送します

投票所入場券は、7月中旬に各世帯へ郵送します。

1通の封筒に4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、自分の入場券を切り取つて、記載してある投票所にお持ちください。

なお、前記の「投票できる要件」を満たしている方で入場券の届かない方はお早めに選挙管理委員会まで申し出てください。

また、入場券を紛失したときは、投票日に所定の投票所で再交付を受けてください。

○期日前投票所での投票

期間 / 7月15日（金）から30日（土）まで
時間 / 午前8時30分から午後8時まで
場所 / 役場1階101会議室

期日前投票は、本人が期日前投票所へ出向いて投票してください（投票所入場券を持参してください）。なお、期日前投票所では「宣誓書（兼請求書）」の記入が必要となります。

○滞在地での不在者投票

国内での長期出張中などで投票日に投票所へ行けない方は、滞在する最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

○点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者に申し出でください。

○代理投票

身体の障害などによって自分で文字を書くことができない方は、投票所の代理人へ申し出でください。投票所の代理人が指示した候補者氏名を記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

投票日 7月31日(日)

埼玉県知事選挙



問い合わせ／選挙管理委員会（☎581・2121内線181、182）へ。

【選挙時登録の基準日】 7月13日(水)

【選挙期日の告示日】 7月14日(木)

【立候補の届出日】 7月14日(木)

【選挙期日(投票日・投票時間)】 7月31日(日) 午前7時から午後8時まで

【開票日・開票開始時刻・場所】 7月31日(日) 午後9時から、総合体育館・アタゴ記念館

【投票できる方】

日本国民で次の要件をすべて満たす方です。

○平成3年8月1日までに生まれた方

○平成23年4月13日までに転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方

要件を満たしている方は、町の選挙人名簿に登録され、投票することができます。

埼玉県知事選挙では、選挙権を有する方の住所の異動について次のような点で注意が必要です。

○埼玉県外に転出した場合 → 投票できません。

○埼玉県内の他市町村に転出した場合

○新住所地の選挙人名簿に登録された場合 → 新住所地で投票

○新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合 → 寄居町で投票

※この場合、転出先の市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」が必要です。これらの書類の取得方法は、各市区町村にお問い合わせください。ただし、寄居町の選挙人名簿に登録されていない方および市町村を単位として2回以上住所を移転した方は投票できません。